**令和４年度　住民学習の実施方針（吉川町）**

　新型コロナウイルス感染症が完全に収束していない中、感染症対策を十分に図りながら、地域の自主性と意向に沿った内容で実施する。

**≪コロナ対策と研修≫**

〇感染症対策（３密回避、マスク着用・消毒等）を十分講じた上で実施する。

〇感染症対策を講じたうえで、

・通常の対面での実施

・小グループでの実施（地区役員・隣保・班・消防団・老人会等）

・DVD等を各戸への回覧による実施

・その他地域の事情、創意工夫による実施

※資料を配布しただけでは研修とはなりません。

**１．住民学習の実施内容**

1. DVDを活用した住民学習

従来通りのDVDを視聴し意見交換する方法

※今年は統一したテーマでのDVDを提供するものでは在りません

三木総合隣保館が所有するDVDリストの中から選択し教材としてください。

1. 人権啓発資料による学習

兵庫県が作成する「ふるさとに生きる」の冊子等を教材として活用し意見交換する等の研修

※「ふるさとに生きる」は７月１日全戸配布済

ない場合は公民館へ必要数申し出てください。

※資料・チラシ等の配布のみでは住民学習とはなりません。

1. 自治会独自の手法による学習

単位自治会の中で、人権同和問題に詳しくテーマに沿って人権学習をリードできうる人材（市職員、教員及びそのＯＢ）により学習を行う。

1. 法務省　「人権啓発ビデオギャラリー」　を活用した研修

(スマホ等でyoutube視聴可能)

　・障害のある人と人権

　・企業と人権

　・外国人と人権

　・インターネットと人権

・その他多数あり、なるべく地区の中で統一した動画を選択し視聴

願います。

1. 参加体験型研修(ワークショップ)

一方的な伝達だけで知識を得る学習とは違い、ゲームや作業、対話等を組み立てて参加者に提供し、問題を頭で理解するのではなく心の動きや身体を使いながらトータル的に学びます。知識を得るだけでなく解決を進めるスキルを身につけます。

・「みつめよう　わたしのまち」

・「電車の中のじんけん」

**２．指導員（助言者）の配置は地域の選択**

住民学習において指導者・助言者（市職員や教員）の派遣については、学習の実施形態が各地区により異なるため、各地区の意向に沿います。

**３. 住民学習実施計画の作成**

　各地区においては、どのような計画で実施するか検討のうえ、実施計画書を提出してください。

　日程調整が必要な場合もありますので、

※８月３１日までに　　吉川町公民館へ提出願います。 または

Ｅmail 「　[yokawacho\_kominkan\_a@city.mimk.lg.jp](mailto:yokawacho_kominkan_@city.mimk.lg.jp)　」

**４. アンケートの実施と回収と提出**

住民学習を行ったあと、住民学習アンケートを実施・回収のうえ

吉川町公民館へ提出願います。

※回収したアンケートは、人権推進課へ提出いたします。

◎すべての地域で何らかの形で人権学習を実施いただきますようお願いします。

住民学習は、令和４年８月～令和５年１月末までに完了するよう

よろしくお願いします。

８月の実施予定地区は、あらかじめ公民館へご連絡ください。